

福祉行政報告例 記入要領及び審査要領

厚生労働省政策統括官

(統計・情報システム管理、労使関係担当)

第32 老人ホーム・在所者
(老人福祉法等)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

		施設数 (1)	定員 (2)	入所者数 (年度中)		退所者数 (年度中)		年度末現在員数			
				被措置者 (3)	その他 (4)	被措置者 (5)	その他 (6)	被措置者			その他 (10)
								管内分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)	
養護老人ホーム	公立(01)										
	私立(02)										
特別養護老人ホーム	公立(03)										
	私立(04)										
軽費老人ホーム	公立(05)										
	私立(06)										
都市型軽費老人ホーム	公立(07)										
	私立(08)										
軽費老人ホームA型	公立(09)										
	私立(10)										
軽費老人ホームB型	公立(11)										
	私立(12)										
生活支援ハウス (13)											

この表は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）による養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知（以下、通知という））における「ケアハウス」を指すものである。）、都市型軽費老人ホーム（通知における「都市型軽費老人ホーム」を指すものである。）、軽費老人ホームA型（通知における「軽費老人ホーム（A型）」を指すものである。）、軽費老人ホームB型（通知における「軽費老人ホーム（B型）」を指すものである。）及び「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）による生活支援ハウスについて、年度末現在における施設数、定員、本年度中における入退所者数及び年度末現在員数を施設の種類、公私立別に計上するものである。

記入要領

この表は、指定都市、中核市又は市町村に備え付けられている措置台帳及び施設に備え付けられている入所者名簿等の記載内容に基づいて計上すること。

なお、介護保険法の規定による入所者及び短期入所者は含めないこと。

表 頭

施設数(1)	1 本年度末現在において、現に設置されている施設（休止中のものを除く。）の数をその施設を設置又は認可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。 2 本年度末日に設置又は認可等された施設は含めて計上し、廃止された施設は計上しないこと。
定員(2)	本年度末現在の施設（休止中のものを除く。）の定員をその施設を設置又は認可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

入所者数・退所者
数（年度中）

可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

補 「施設数(1)」、「定員(2)」が前年度分報告と異なるときは、その理由を施設別及び公私立別に注記欄に記載すること。

1 入所者については入所したときの、退所者については退所したときの区分により「被措置者」又は「その他」のいずれかに計上すること。

なお、本年度中に廃止された施設の入所者、退所者も含めて計上すること。

補1 本年度末日に廃止された施設の在所者は退所としてその施設の「退所者数」に含めて計上すること。また、施設の廃止により他の老人ホームに入所する者があるときは、入所した施設の「入所者数」にもその入所者を計上すること。

補2 同一人が本年度中に施設に入所し、その後一旦退所し、再び同一施設に入所した場合は「入所者数」に「2」、「退所者数」に「1」と計上すること。

補3 3月31日に死亡等で退所した場合は、「退所者数」に「1」と計上し、「年度末現在員数」には退所者を差し引いた数を計上すること。

補4 本年度中に公立の施設が私立の施設となった場合、その施設の在所者は一旦退所として公立の「退所者数」に計上し、私立の「入所者数」にその数を改めて計上すること。私立の施設が公立の施設になった場合も同様の方法で計上すること。

2 本年度中に「被措置者」から「その他」に又は「その他」から「被措置者」に変更となり、引き続き在所する場合は「入所者数」及び「退所者数」の各欄にそれぞれ計上すること。

被 措 置 者
(3)(5)

やむを得ない事由により措置を受けて本年度中に施設に入所した者及び措置を受けて入所している者のうち本年度中に退所した者の数を、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市、中核市で計上すること。

補 A県の管轄する市町村が、B県の設置又は認可等した施設に老人を入退所させてもA県で計上すること。

そ の 他
(4)(6)(10)

「被措置者」以外の者で、本年度中に施設に入所した者、入所している者のうち本年度中に退所した者及び年度末現在に在所している者の数をその施設を設置又は認可等した都道府県、指定都市又は中核市で計上すること。

なお、特別養護老人ホームについては当該欄には計上しないこと。

管 内 分(7)

都道府県の管轄する市町村又は指定都市、中核市が当該都道府県、当該指定都市若しくは当該中核市の設置した施設に入所させている、又は認可した施設に入所を委託している場合において年度末現在の在所者数を計上すること。

管外に委託分
(8)

都道府県の管轄する市町村又は指定都市、中核市が当該都道府県、当該指定都

表 側

養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
軽費老人ホーム
都市型軽費
老人ホーム
軽費老人ホームA型
軽費老人ホームB型

生活支援ハウス

公 立
(01) (03) (05)
(07) (09) (11)

私 立
(02) (04) (06)
(08) (10) (12)

市若しくは当該中核市以外の設置又は認可した施設に入所を委託している場合において年度末現在の在所者数を計上すること。

法第20条の4から第20条の6までに規定する老人福祉施設を種類別に計上すること。

なお、軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型及び軽費老人ホームB型については、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）による施設を計上すること。

「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱」（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）による施設を計上すること。

※ 条文 86頁参照

経営を他のものに委託していても、設置主体が地方公共団体であるものをいう。

地方公共団体以外のもので設置したものをいう。

補 国又は地方公共団体が所有している土地、建物等を使用している場合でも施設の設置について私（法）人が認可等を受けているものは「私立」とすること。

審査要領

- 1 「年度末現在員数の被措置者の計(9)」＝「前年度分報告の年度末現在員数の被措置者の計(9)」＋「入所者数の被措置者(3)」－「退所者数の被措置者(5)」
- 2 「年度末現在員数のその他(10)」＝「前年度分報告の年度末現在員数のその他(10)」＋「入所者数のその他(4)」－「退所者数のその他(6)」
- 3 「管内分(7)」に計上数があるときは、施設数(1)、定員(2)にも計上数があること。

参照条文

老人福祉法（抄）（昭和38年法律第133号）

（老人ホームへの入所等）

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 1 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 2 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅

においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

(養護老人ホーム)

第20条の4 養護老人ホームは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(特別養護老人ホーム)

第20条の5 特別養護老人ホームは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

(軽費老人ホーム)

第20条の6 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第20条の2の2から前条までに定める施設を除く。）とする。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱（抄）

（平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知別紙）

1 目的

この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合において、市町村は、地域の実情に応じ、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等、又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設（以下、「指定通所介護事業所等」という。）を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができるものとする。

3 実施施設

本事業は、居住部門を指定通所介護事業所等に合わせ、又は当該事業所等の隣地に整備した小規模多機能施設（以下、「生活支援ハウス」という。）において実施するものとする。

4 利用対象者

居住部門の利用対象者は、原則として60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとする。

5 事業内容

- (1) 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。
- (2) 居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 居住部門の利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のため場の提供等を行うこと。

6 利用定員

居住部門の利用定員は、おおむね10人程度とする。ただし、20人を限度とする。

第33 養護老人ホームの措置人員（４月１日現在）
（老人福祉法）

都道府県
指定都市 名
中 核 市
令和 年度分報告

費用徴収階層別（被措置者分）

	措 置 人 員 (1)
1 (01)	
2 (02)	
3 (03)	
4 (04)	
5 (05)	
6 (06)	
7 (07)	
8 (08)	
9 (09)	
10 (10)	
11 (11)	
12 (12)	
13 (13)	
14 (14)	
15 (15)	
16 (16)	
17 (17)	
18 (18)	
19 (19)	
20 (20)	
21 (21)	
22 (22)	
23 (23)	
24 (24)	
25 (25)	
26 (26)	
27 (27)	
28 (28)	
29 (29)	
30 (30)	
31 (31)	
32 (32)	
33 (33)	
34 (34)	
35 (35)	
36 (36)	
37 (37)	
38 (38)	
39 (39)	
計 (40)	

費用徴収階層別（扶養義務者分）

	措 置 人 員 (2)
A (01)	
B (02)	
C 1 (03)	
C 2 (04)	
D 1 (05)	
D 2 (06)	
D 3 (07)	
D 4 (08)	
D 5 (09)	
D 6 (10)	
D 7 (11)	
D 8 (12)	
D 9 (13)	
D10 (14)	
D11 (15)	
D12 (16)	
D13 (17)	
D14 (18)	
扶養義務者なし(19)	
計 (20)	

この表は、4月1日現在において、老人福祉法（昭和38年法律第133号）により養護老人ホームへ入所の措置を行っている者について、費用徴収階層別（被措置者分）、費用徴収階層別（扶養義務者分）に計上するものである。

記入要領

この表は、指定都市、中核市又は市町村に備え付けられている措置台帳等の記載内容に基づいて計上すること。

なお、短期入所者は含めないこと。

表 頭

措置人員(1)(2)

4月1日現在において、養護老人ホームに措置されている者の数を、措置を行った市町村を管轄する都道府県又は指定都市、中核市で計上すること。

補 A県の管轄する市町村が、B県で設置又は認可等をした施設に老人を入所させた場合、A県で計上すること。

※条文 85、86頁参照

表 側

費用徴収階層別
(被措置者分)

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」の別紙2の別表1「養護老人ホーム被措置者・養護委託による被措置者費用徴収基準」に定める階層区分により計上すること。

補 夫婦で老人ホームに入所し、費用が一括徴収されている場合は、夫婦2人の対象収入が該当する費用徴収階層区分に「2」と計上すること。

※別表1 90頁参照

費用徴収階層別
(扶養義務者分)

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知）」の別紙2の別表2「扶養義務者費用徴収基準」に定める階層区分により計上すること。

※別表2 90頁参照

審査要領

- 1 「措置人員(1)の計」≡「第32の年度末現在員数(9)の養護老人ホームの公立(01)＋私立(02)」
- 2 「措置人員(1)の計」＝「措置人員(2)の計」

老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について（抄）

（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知）

別紙 2 の別表 1

養護老人ホーム被措置者
養護委託による被措置者 費用徴収基準

階層 区分	対象収入による階層区分	
	円	円
1	0	～ 270,000
2	270,001	～ 280,000
3	280,001	～ 300,000
4	300,001	～ 320,000
5	320,001	～ 340,000
6	340,001	～ 360,000
7	360,001	～ 380,000
8	380,001	～ 400,000
9	400,001	～ 420,000
10	420,001	～ 440,000
11	440,001	～ 460,000
12	460,001	～ 480,000
13	480,001	～ 500,000
14	500,001	～ 520,000
15	520,001	～ 540,000
16	540,001	～ 560,000
17	560,001	～ 580,000
18	580,001	～ 600,000
19	600,001	～ 640,000
20	640,001	～ 680,000
21	680,001	～ 720,000
22	720,001	～ 760,000
23	760,001	～ 800,000
24	800,001	～ 840,000
25	840,001	～ 880,000
26	880,001	～ 920,000
27	920,001	～ 960,000
28	960,001	～1,000,000
29	1,000,001	～1,040,000
30	1,040,001	～1,080,000
31	1,080,001	～1,120,000
32	1,120,001	～1,160,000
33	1,160,001	～1,200,000
34	1,200,001	～1,260,000
35	1,260,001	～1,320,000
36	1,320,001	～1,380,000
37	1,380,001	～1,440,000
38	1,440,001	～1,500,000
39	1,500,001	円以上

別紙 2 の別表 2

扶 養 義 務 者 費 用 徴 収 基 準

階層区分	税 額 等 に よ る 階 層 区 分	
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	
C ₁	A階層及びB階層 を除き前年分の所 得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税 （均等割のみ課税）
C ₂		当該年度分の市町村民税所得割課税
D ₁	A階層及びB階層 を除き前年分の所 得税課税の者であ って、その税額の年 額区分が次の額で ある者	30,000 円以下
D ₂		30,001～ 80,000
D ₃		80,001～ 140,000
D ₄		140,001～ 280,000
D ₅		280,001～ 500,000
D ₆		500,001～ 800,000
D ₇		800,001～1,160,000
D ₈		1,160,001～1,650,000
D ₉		1,650,001～2,260,000
D ₁₀		2,260,001～3,000,000
D ₁₁		3,000,001～3,960,000
D ₁₂		3,960,001～5,030,000
D ₁₃		5,030,001～6,270,000
D ₁₄		6,270,001 円以上

第35 老人クラブ・会員数
(老人福祉法)

都道府県
指定都市 名
中核市
令和 年度分報告

適 正 ク ラ ブ (年 度 末 現 在)		そ の 他 の ク ラ ブ (年 度 末 現 在)		郡 ・ 市 ・ 町 村 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 数 (年 度 末 現 在)		
ク ラ ブ 数 (1)	会 員 数 (2)	ク ラ ブ 数 (3)	会 員 数 (4)	郡 部 (5)	市 部 (6)	町 村 部 (7)

この表は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人クラブの本年度末における老人クラブ数、会員数を適正クラブ、その他のクラブ別に計上するとともに、老人クラブ連合会数を郡部、市部、町村部別に計上するものである。

記入要領

この表は、市町村及び特別区等の報告に基づき都道府県、指定都市又は中核市において計上すること。

表 頭	
適 正 ク ラ ブ	「老人クラブ等事業運営要綱」（平成13年10月 1 日老発第390号老健局長通知別紙の別添） 1 （1）老人クラブに適合するクラブをいう。
ク ラ ブ 数(1)	各市町村及び特別区管内の適正クラブ数を計上すること。
会 員 数(2)	上記のクラブに加入している会員数を計上すること。
そ の 他 の ク ラ ブ	
ク ラ ブ 数(3)	各市町村及び特別区管内の適正クラブ以外のクラブ数を計上すること。
会 員 数(4)	上記のクラブに加入している会員数を計上すること。
郡・市・町村老人 クラブ連合会数	
郡 部(5)	郡部で組織されている老人クラブ連合会数を計上すること。
市 部(6)	市部（東京都の特別区及び指定都市の区を含む。）で組織されている老人クラブ連合会数を計上すること。
町 村 部(7)	町村部で組織されている老人クラブ連合会数を計上すること。

参照条文

老人福祉法（抄）（昭和38年法律第133号）

（老人福祉の増進のための事業）

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

老人クラブ等事業運営要綱（抄）（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知別紙の別添）

1 組織について

（1）老人クラブ

ア 会員

（ア）年齢は60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の加入を妨げないものとする。

（イ）老人クラブは、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者で組織するものとする。

ただし、同一小地域で組織することが困難な場合は、当該小地域を越える区域における組織化を妨げないものとする。

イ 会員の規模

おおむね30人以上とする。

ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合には、この限りではない。

ウ 役員

会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。